

## 至誠館大学教務委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、至誠館大学学則第7条の規定に基づき、至誠館大学教務委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 教育のあり方に関する事項
- (2) 教務に関する事項
- (3) その他教務に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の者をもって組織する。

- (1) 教務部長
- (2) 教育職員の中から学部長が指名する者
- (3) 学務課長

(任期)

第4条 前条第2号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は教務部長をもって充て、副委員長は委員の互選による。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(委員以外の出席)

第7条 委員会が必要と認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、学務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

制定 平成11年 4月 1日（制定）

改正 平成26年 4月 1日（第1回改正）

平成31年 4月 1日（第2回改正）